

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和4年6月1日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 五十嵐 完 二
 同 串 田 修 平

監査結果等に基づく措置

令和3年度第2期財政援助団体等監査結果報告（令和4年3月30日 新監査公表第16号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
6・7	公益社団法人新潟市南区農業振興公社 南区産業振興課	<p>(3)意見（一部抜粋）</p> <p>公社の主要事業である農用地利用対策事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、公社が契約主体の農地利用集積円滑化事業が、令和2年度より農地中間管理機構が契約主体の農地中間管理事業へ一本化された。これにより、令和2年4月以降、公社が契約主体の新規賃貸借契約は締結できなくなり、既存の契約は令和11年度をもって満了する。</p> <p>また、新潟みらい農協と越後中央農協を含む5農協の広域合併を機に、公社内部において解散も含めた公社のあり方が検討された。結果として、既存事業の承継先が決まらず、農家に負担が生じるなどの理由から、農協合併に合わせた解散は見送られた。しかし、この広域合併により農協が県内最大規模となることに加え、担い手不足等は南区のみの課題ではないことを踏まえると、南区という限られた地域を活動範囲としている公社は、その存在意義を問われかねない。</p> <p>農地中間管理事業の制度改正により農地利用集積の主体が公社から機構へ移行したことや、農協の広域合併等により、公社の置かれた状況や果たすべき役割は大きな変化の時期を迎えている。これらを踏まえ、南区農業に携わる区役所や農業委員会、農協等の各団体だけではなく、本市の関係部署とも連携し、引き続き地域農業の抱える課題に対応しつつ、公社のあり方についても検討を求めるものである。</p>	<p>南区を管内とする新潟みらい農協と越後中央農協を含む下越南地区5農協合併をきっかけに、公益社団法人新潟市南区農業振興公社の解散について俎上に上がった。</p> <p>結果として意見のとおり、解散は見送られた。</p> <p>公益社団法人新潟市南区農業振興公社では、畜産の盛んである南区の特徴を活かした耕畜連携の取り組みである「資源循環事業」や、果樹農業が盛んな南区ならではの「果樹パート事業」など、区に根差した活動を行っている。</p> <p>今後公社として南区の抱える農業問題を解決するために、既存の事業に加えて、どのような事業展開をしていくのかをしっかりと注視しながら、公社の在り方を検討する必要があると考えている。</p>